（失業者の退職手当支給規則の一部改正）

第四条　失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一（表面）を次のように改める。

別記様式第１（第３条関係）（表面）

国　家　公　務　員　退　職　票

①　令和　年　月　日交付			② 所　管　名		③ 所属会計名			
退職した職員	④　氏　　名		⑤　性　別	男・女	⑥　生年月日及び年齢	昭和 平成 令和　年　月　日 満　歳		
	⑦　住所又は居所				⑪　勤続年数	年　月		
	⑧　就職年月日	年　月　日	⑩　給与形態	(A)　月給・旬給・週給等	⑫　受給資格区分	(A)　一般受給資格		
	⑨　退職年月日	年　月　日		(B)　日給・時間給・出来高払制等		(B)　高年齢受給資格 (C)　特例受給資格		

⑬　失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	(A) 基本となる給与が月、週その他一定の期間によつて定められている者	(B) 基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によつて定められている者			⑭　賃金日額算定の根拠及び額
	退職の月前６月に支払われた給与の総額 １　俸　給　円 ２　扶養手当　円 ３　地域手当（又はこれに相当する給与）　円 ４　超過勤務手当　円 ５　手当　円 ６　手当　円 ７　手当　円 ８　手当　円 ９　手当　円 10　手当　円 合　計　円	退職の月前６月における労働日数	(イ)　日、時間、出来高払その他の請負制による給与	(ロ)　月、週その他の一定の期間によつて定められていた給与	賃金日額　円 算定の方式
		分　日	円	円	
		分　日	円	円	
		分　日	円	円	
		分　日	円	円	
		分　日	円	円	
		分　日	円	円	
		合　計	円	円	

⑮　退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円	説明欄		⑯　退職時の俸給月額	円
⑰　退　職　事　由	別紙のとおり				
⑱　上記の記載事項を確認する。	（退職した職員の氏名）　　㊞				
⑲　官署又は事務所	所　在　地				
	名　　称				
⑳　所属庁等の長の氏名及び印	印				
㉑　官署又は事務所記載欄		※　公共職業安定所記載欄			

所長	課長	係長	取扱者